

## 「高山市空家等対策協議会」を設置しました

「空家等対策計画」の策定や計画に基づく対策の実施などについて協議するための、協議会を設置しました。

市の関係課、飛騨建築事務所、警察のほか、建築、不動産、法務、福祉、住民、歴史文化、商工、まちづくり、防犯などの各分野からの代表者に参画をいただきました。

議論の内容等は、今後市ホームページ等で紹介していきます。



5月9日開催の協議会

### ▼空家等に関する相談窓口

空家等の問題で何か困っている市民の方、活用や管理の委託などを考えている空家所有者の方などがありましたら、都市整備課までご相談ください。庁内の関係課や関係団体との連携により解決に向けて取り組みます。

また、「空家等調査」の実施や「空家等対策計画」の策定、空家の活用促進策など、市の空家等対策の取り組みへのご意見などもお待ちしています。

まちの重要な課題として、一緒に考えてみませんか。

### 問合せ先

都市整備課  
☎35-3176

### ▼空き家・住まい総合相談室

岐阜県の委託を受けた「岐阜県住宅供給公社」の設置する空家の所有者、空家への入居希望者を対象とした総合相談窓口です（近隣住民などからの相談は、市が窓口となります）。

空家の活用（売買や賃貸）をはじめ、維持管理、リフォーム、解体などさまざまな相談に対し、専門家が対応しています。

場所：大垣市今宿6-52-18  
「ワークショップ24」6F

毎週火・金曜日午後1時～4時

※電話による事前予約制

予約受付：平日午前9時～午後

5時

☎0584-81-8511

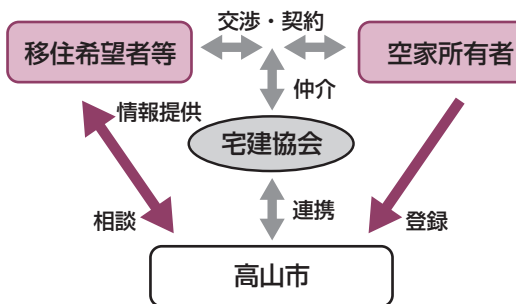
### 空家等活用に向けた支援制度のご紹介

現在、市では次の支援などを行い、空家等の活用を図っています。

### ▼空き家紹介制度

売却や賃貸を希望する市内の空家所有者の登録情報を市のホームページなどで紹介することにより、住まいを探している移住希望者などに情報提供を行う制度です。

### 【空き家紹介制度のイメージ】



### ▼飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金

飛騨地域以外からの移住者が、二戸建て空家を賃貸または取得、改修する場合、その費用の一部を助成する制度です。

○賃貸料に対する助成

月額家賃の1/3以内の額（上限1万5千円、3年限り）

○取得、改修費に対する助成

※土地購入費を除く  
費用の1/2以内の額（上限100万円）

### 問合せ先

ブランド戦略課  
☎35-3001

### ▼多世代同居促進事業補助金

新たに3世代以上で同居するために空家を取得、改修する場合、その費用の一部を助成する制度です。

※空家に限らず、新築や増改築も対象となります。

※児童の年齢や従前の居住地など一定の要件があります。

○取得、改修等に要する費用の1/2以内の額（上限100万円）

### 問合せ先

子育て支援課  
☎35-3140

### ▼まちなか定住促進事業補助金

中心市街地活性化区域以外からの移住者が、区域内で空家を取得、改修する場合、その費用の一部を助成する制度です。

※空家に限らず、新築も対象となります。

○取得、改修等に要する費用の1/2以内の額

（市外からの移住者の場合上限150万円、市内の転居者の場合上限100万円）

### ▼中心市街地活性化事業補助金

中心市街地活性化区域内で空き店舗を借上げ、事業を営もうとする場合、賃貸または改修費用の一部を助成する制度です。

○賃貸料に対する助成

月額家賃の1/3以内の額（上限年80万円、店舗面積1㎡あたり1,500円以内、3年限り）

○改修費に対する助成

※実演、体験スペースの整備、バリアフリー改修など  
費用の1/3以内の額（上限45万円）

### 問合せ先

（まちづくり）飛騨高山  
☎57-8765